

別紙

◎ 屋外広告物条例ガイドライン (案) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(管理義務)</p> <p>第十九条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(以下「<u>広告物の所有者等</u>」という。)は、これらに<u>関し補修、除却</u>その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならぬ。</p> <p>(点検)</p> <p>第十九条の二 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、<u>法第十条第二項第三号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)</u>が広告物の表示及び掲出物件の設置に<u>関し必要な知識について行う試験に合格した者(以下「屋外広告士」という。)</u>その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、<u>当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</u></p> <p>2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可又は許可の更新の</p>	<p>(管理義務)</p> <p>第十九条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに<u>関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>

申請を行う場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。

(除却義務)

第二十条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物の所有者等は、許可等の期間が満了したとき、若しくは第二十二条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第十二条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 (略)

(違反に対する措置)

第二十三条 知事は、この条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、若しくはこれらを管理する者又はこれらの所有者若しくは占有者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

2 (略)

(立入検査)

第二十四条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれら

(除却義務)

第二十条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者は、許可等の期間が満了したとき、若しくは第二十二条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第十二条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 (略)

(違反に対する措置)

第二十三条 知事は、この条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

2 (略)

(立入検査)

第二十四条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれら

を管理する者若しくは広告物の所有者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2
(略)

を管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2
(略)

○ 屋外広告物条例ガイドライン（案）運用上の参考事項 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七 条例ガイドライン案第十五条関係</p> <p>1 第十九条の二第二項の規定によらない場合には、本条第一項の規定による許可等の条件として、この条例の規定による許可及び許可の更新の際、安全性の確保を図るため、広告物の取付部分の変形又は腐食、主要部材の変形又は腐食、ボルト、ビス等のゆるみ、表示面の破損等構造面に関する安全点検報告書の添付を義務づけることが望ましい。</p> <p>2 許可等の期間については、公衆に対する危害の防止の観点から、中心市街地や観光地等、通行者が多い区域では、三年より短い期間を設定することが望ましい。</p> <p>第八の二 条例ガイドライン案第十九条関係</p> <p>1 本条は、広告物の所有者等が、第十九条の二第一項の規定による点検を適切に行うとともに、当該点検により広告物等の損傷、腐食、劣化その他の異状を把握したときには、速やかに補修、除却その他必要な措置（以下「補修等」という。）を講じること等により、広告物等の良好な状態を保持しなければならないという趣旨である。</p> <p>第八の三 条例ガイドライン案第十九条の二関係</p> <p>1 第一項の点検にあたっては、屋外広告物の事業者団体が作成している技術基準等を参考に、主に広告物の接合部、支持部分等の変形又は</p>	<p>第七 条例ガイドライン案第十五条関係</p> <p>1 この条例の規定による許可及び許可の更新の際、安全性の確保を図るため、広告物の取付部分の変形又は腐食、主要部材の変形又は腐食、ボルト及びビス等のゆるみ、表示面の破損等構造面に関する安全点検報告書の添付を義務づけることが望ましい。</p> <p>また、当該点検に当たっては、屋外広告士その他屋外広告士と同等以上の資格を有する者が行うこととすることが望ましい。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

腐食、主要部材の変形又は腐食、ボルト、ビス等のゆるみ又は劣化、表示面の破損等を確認することが望ましい。

2 第一項の「これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者」としては、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者等が考えられる。

3 第二項の点検の結果の提出については、広告物の所有者等が、点検の結果又はそれに基づく補修等の措置に関する実施状況（従前の状況を含む。）について、写真等により作成し、保存した記録を提出させることが適当である。

第八の四（第八の六）（略）

第八の二（第八の四）（略）